

参考資料

今後の道路行政の方向性

現在、国土交通省が設置した社会資本整備審議会道路分科会の基本政策部会において、今後の道路行政のあり方・方向性についての議論が行われている。

このような議論のなか、平成 24 年 2 月 7 日(火)に開催された第 38 回部会において、「社会資本整備審議会道路分科会建議 中間とりまとめ(素案)」が示された。

この中間とりまとめ(素案)では、「今後の道路政策の検討にあたっての基本的な視点」として、「転換の視点」と、既存施策に対する「更に強化・充実していくべき視点」が示され、これらの視点に基づく具体的施策の提案が行われている。

特に、「転換の視点」においては、以下のような視点が示されている。

①「クルマ」主役から「多様な道路利用者の共存」へ

- ・道路のベーシックユーザーたる歩行者・自転車等「クルマ」以外の多様な道路利用者が共存する空間へ

②道路を「賢く使う」

- ・今後の新規投資への制約
- ・交通機能を阻害する要因の排除を徹底、地域での道路ネットワーク構成を踏まえた道路の使い方の工夫により、既存道路のパフォーマンスを最大限発揮

③利用者ニーズの的確な反映

- ・国民のニーズは「新たな道路の供給」から「今ここにある道路」の改善へ
- ・「今ここにある道路」の利用状況や利用者ニーズを的確に把握し改善を進める、Check-Action 型の政策運営へ

④進化する道路～道路の有する機能や価値の再構築～

- ・地域・沿道からの新たなニーズに基づく新たな機能や利用の想定
- ・ICT や乗り物の進化に対応した道路のあり方

また、御堂筋を含む大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域は、都市再生特別措置法に基づく政令で定める「都市再生緊急整備地域」であるが、法改正により、平成 23 年 10 月より、オープンカフェや自転車駐輪場の設置に当たっての許可基準*が緩和されている。

このように、今後の道路行政においては、人を重視する傾向が高まるとともに、一般交通の用に供する以外の機能が期待されるようになっている。

御堂筋では、これまで自動車交通が重視されてきたが、これからは、御堂筋の問題・課題への対応を図っていくうえで、人にやさしく、歩きやすい、もしくは様々な交流の場となりうる「ゆとり空間」の形成について考えていくことが、有効なアプローチと捉えることができる。

※道路区域外に設置する余地がない場合に限って、占用を許可するという基準（無余地性の基準）

＜社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会における具体的施策の提案内容
(社会資本整備審議会道路分科会建議 中間とりまとめ(素案)
; 第38回基本政策部会〔2012年2月7日〕資料より)＞

1. 道路の賢い使い方による多様な道路利用者の共存

■多様な道路利用者が共存する道路空間の形成

(道路空間の再配分等による自転車走行空間、歩行空間の形成)

- ・車、歩行者、自転車等の多様な道路利用者が共存する道路空間を形成するため、道路のネットワーク構成を踏まえ、それぞれの道路の役割、位置づけを明確にするとともに、地域の道路を面的に俯瞰して、道路毎に誰が主役なのかを明確にし、限られた道路空間を有効活用する再配分を推進すべきである。
- ・幹線道路については、バイパス等の整備による自動車交通の転換や分散を行いつつ、車道空間を歩行者・自転車等へ再配分することが有効な手法であり、バイパス等の整備にあわせて、道路空間の再配分を一体的に計画し、積極的に実施すべきである。
- ・そのため、一定のエリアにおける道路の利用に関して、関係する道路管理者やまちづくり等の関係機関が一体的な計画を策定し、実施する仕組みを新たに構築すべきである。
- ・また、自転車利用環境の整備にあたっては、自転車道や自転車レーンといった自転車走行空間整備などのハード対策から交通安全教育、自転車利用促進方策などのソフト対策まで、幅広い対策を推進すべきである。

2. 道路が有する新たな価値の創造

■道路空間のオープン化・多機能化

(たまり場としての空間)

- ・2011年10月より、オープンカフェを始めとした食事施設やコミュニティサイクルのための自転車駐車器具の占用許可基準が緩和されたところであり、制度改正後の運用状況を分析して効果や課題を把握し、街の秩序や美観を保つため、道路空間の品質の維持や道路の有効活用に向けて道路管理者と地方公共団体を始めとしたまちづくり関係者が連携する仕組みなどを進めるべきである。

(収益活動の場としての空間)

- ・食事施設・購買施設や広告は、収益活動のための占用であっても、占用主体の選定は原則として先願主義を採っており、また、占用料の額も画一的であることから、公平性を担保しつつ空間を有効利用するため、競合性のある占用物件の占用主体の選定にあたっては一定期間の公募を経て選定するとともに、道路占用の対価の在り方について検討することが必要である。

(公共空間としての機能向上)

- ・これまで道路空間は、交通機能を重視した使い方がなされてきた。今後はパブリックスペースとしての道路空間において、地域の顔として誇れる景観の形成など、道路の付加価値を高める取組や、津波対策の標高表示を設置するなど、公益に資する空間として活用を進めるべきである。
- ・道路上空の電線類の輻輳などの景観を害する事例が多々見られるため、電線共同溝の整備を始めとした無電柱化による架空電線の減少、屋外広告物規制当局と連携した野立て看板の撤去・集約、不法占用対策の強化による違法突き出し看板等の適正化を行うべきである。
- ・道路の景観や風致の維持に向けて計画的に物件を設置させる仕組みや戦略が必要であり、地域協議会の活用や地区の条例に反映させるなど、地域にふさわしい沿道環境を地域と一体となって整備するスキームを検討するべきである。
- ・厳しい財政制約等の原因により街路樹等の適正な維持管理がなされていないことが多いため、街路樹の維持管理に当たっては沿道の地域住民のボランティアの力も活用すべきである。

※御堂筋に係るものと捉えられる主な事項について抜粋

